

## ○地方公務員災害補償基金運営審議会会議規則

(昭和四十二年十二月一日)  
運営審議会決定

(趣旨)

**第一条** 地方公務員災害補償基金運営審議会（以下「運営審議会」という。）の会議に関しては、地方公務員災害補償基金定款（以下「定款」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(出席の有無の届出)

**第二条** 運営審議会の委員（以下「委員」という。）は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ運営審議会の会長（以下「会長」という。）に届け出なければならぬ。

(開会及び閉会)

**第三条** 出席委員の数が定款第九条第三項に規定する定足数に達したときは、会長が開会を宣告する。

2 閉会は、会長が宣告する。

(発言)

**第四条** 委員は、発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

2 二人以上の委員が同時に発言を求めたときは、会長は、その一人を指定して発言させるものとする。

(表決の方法)

**第五条** 表決の方法は、起立による。ただし、会長は、他の表決方法を用いることができる。

2 会長は、出席委員に異議がないと認めるときは、これを確かめた後、表決の手続をとらないで、可決したのものとしてその旨を宣告することができる。

(傍聴)

**第六条** 傍聴人は、静粛を旨とし、会議の妨害となるような行為をしてはならない。

2 会長は、前項の規定に違反する傍聴人がいると認めるときは、これを制止し、命に従わないときは退去させることができる。

(補則)

**第七条** この規則に定めるものを除くほか、運営審議会の会議に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附則

この規則は、昭和四十二年十二月一日から適用する。